

2020年4月16日

記

札幌市長 秋元克広 様

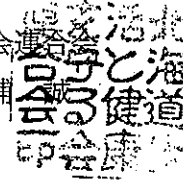
雇用・くらし・SOSネットワーク北海道

代表 渡辺 達生



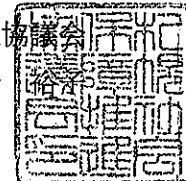
北海道生活と健康を守る会

会長 三浦



札幌社会保障推進協議会

代表 高崎



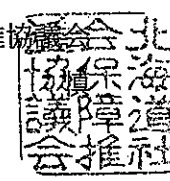
札幌地区労働組合総連合

議長 赤坂



北海道社会保障推進協議会

会長 堺



- ① 生活保護制度を周知し、最低必要な手続き等で生活保護制度を利用できるようにすること。
- ② 北海道が行う一時生活支援事業は、相部屋などを解消できるように財政支援すること。また、マスク・ティッシュ・トイレットペーパー、タオルなど衛生材料などの援助を行うこと。
- ③ ホテル・民間施設等の借り上げ、公営住宅等公共施設の利用などで、居住をなくした人に一時的な居所を確保すること。その場合、利用料を助成すること。
- ④ 住居を失うおそれのある人に対する「住宅確保給付金」の適用条件を拡充すること。また、申請・相談の窓口を拡大し、制度を周知徹底すること。公営住宅等をはじめ民間賃貸住宅に対する入居条件の緩和、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）の拡大などすぐに入居できる住宅の確保と手続きの短縮を要請すること。
- ⑤ 民間支援団体と連携しながら巡回相談（アウトリーチ）を強化し、路上生活に至って間もない人々も含めた相談活動および活用できる制度の情報提供に努め、本人の意志を尊重した上で、即日何らかの制度に繋がることができるよう図ること。
- ⑥ 学生のアルバイトの雇止めや収入減少者に対して給与補填を行うこと。また、学生に対する家賃助成制度などを創設すること。
- ⑦ 収入減少世帯に対して、就学援助制度を活用できることを周知すること。
- ⑧ その他、生活困窮者が人間らしく生活できるように、税、国保料（税）・後期高齢者医療保険料の減免、徴収の猶予など各種制度を拡充すること。

以上

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活困窮者への住宅等の制度強化についての緊急要望書

新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、世界保健機構（WHO）は「パンデミック（感染症の世界的な大流行）」を宣言し、国内においても感染者が増え続け、7都府県が緊急事態宣言区域に指定され、未だ「終息」が見込めない状況になっています。

こうした中、より大規模な経済活動の停滞が予想され、ネットカフェなどの民間商業施設で生活する方は、収入を失い利用料金を払えなくなる場合や当該施設が営業停止した場合などで行き場を失う可能性が高く、現に仕事を失っている労働者や雇い止めや減収になった学生をはじめ非正規雇用者等も、今後住宅費等を払えず、住居等を失う可能性が高まっています。また、日本の場合、住宅等を失い何らかの公的制度を利用する場合、その多くが相部屋の施設に入所することが常態化しています。今般の感染拡大防止の観点から、一定の居住環境を整えた上で生活を送ることができるよう対応することが求められます。

札幌市におかれましては、速やかに、生活困窮者への住宅等の制度を抜本的に強化することを以下の項目について要望いたします。